

## 取材レポート

# 非正規労働者への差別是正で最高裁弁論 有期雇用労働者のボーナス、退職金が争点



最高裁弁論の後の報告集会で (2020年9月15日参議院議員会館)

労働契約法20条は契約社員やパートタイマーなど非正規労働者への不合理な差別待遇を禁止した。しかし、非正規労働者への差別処遇はほとんど変わっていない。日本郵政、地下鉄の売店を経営するメロコマース、大阪医科大学相手に差別の是正を求めた裁判闘争が、最高裁で審理され10月中旬に判決の言い渡しが行われる。9月15日にはメロコマースと大阪医科大学の裁判の最高裁弁論が開かれ、その後参議院議員会館で報告集会が行われた。

報告集会はメロコマース裁判弁護団の滝沢香弁護士の司会で進められた。大阪医科大学を相手とする裁判の原告Mさんは、大学研究室の秘書として時間給制で勤務していたが、同じ仕事をする正規職員の研究室秘書との基本給など大きな差別に疑問を抱いていた。日本郵政やメロコマースの労働者が、非正規労働者への差別是正を求めて裁判に立ち上がったことを知り、Mさんも裁判に立ち上がった。Mさんが大阪地裁に提訴すると、大学はMさんを雇止めにした。

## 最高裁判決は、判決後の闘いで中身を作る

2審の大阪高裁は、Mさんの訴えに、賞与を正規職員の6割支給すべきことや病気休職中の給与支給の一部などを認めた。9月15日に最高裁で行われた審理で、弁護団は賞与について10割の支給を求めた。

Mさんは原告として意見陳述を行い、低い処遇にもかかわらず業務量が増加し、体調を崩し無給の休職を余儀なくされたなど、自身の経過を明らかにし、現在のコロナ禍でも非正規労働者が真っ先に雇止めされている現実を訴えた。

報告集会で、弁護団の鎌田幸夫弁護士は、10月に判決が出されるが「最高裁判決は判決の言い渡しの後に、中身がつくられる」という言葉を紹介し、「判決は具体的な中身までを決定しない。判決後に非正規差別を是正する具体的な中身を確認する運動が重要」と訴えた。原告のMさんは「大阪地裁で全面敗訴して以降、裁判を続けることはできないと何度も考えたが、皆さんの『闘いを続けてほしい』という励ましに支えられてここまで来ました」と話し、「コロナ禍の中で、世界中で真っ先に犠牲になるのは非正規労働者です。本当に格差がなくなることを願っています」と訴えた。

## セカンドキャリア(専業主婦からの再就職)は低賃金が当たり前なのか

メロコマースの裁判では、高裁で退職金について正規労働者の少なくとも4分の1を支給しないのは不合理と判断した。最高裁判決ではこの点が判断される。

報告集会でメロコマース裁判の原告の一人、Sさんは「私が一番怒りを感じたのは会社側が『原告たちはセカンドキャリアで会社に入ってきたのだから、賃金が低いのは当たり前だ』と言っていることです」と発言。「会社は私たちが長く専業主婦で仕事につかず、特技も能力も持たず50歳代半ばで応募してきて、誰にでもできる仕事をしているのだから、賃金が低いのは当たり前だと堂々と書いている」と述べ「これに本当に憤りを覚えました。どこまで人を傷つければ気が済むのか」と怒りを表した。

原告のKさんは、労働組合(全国一般東部労組メロコマース支部)結成から11年、提訴してから6年を超えるたたかいを振り返って、「売店を支えてきたのは私たち有期雇用労働者。そのことで会社は利益を上げ経営が成り立っている。そんな私たちを会社側は『調整弁』と言い切りました。労働者を人間としてではなく道具のように見ている」と告発。

原告のHさんは「小さな売店で、早番・遅番の二人体制。空気の悪い地下鉄構内で長時間、販売から売上金の管理、清掃まですべてやりました。会社は『セカンドキャリア』というけれど、私たちが働くからあなたたちがいるのでしょーと言いたい」と発言。Hさんは「組合活動を始めてから口が悪くなった」と「反省」して会場を笑わせた後で、「様々な人たちの支援を受けてお礼の気持ちで一杯です。東・西・南・北どの方向にも足を向けて眠ることができない気持ちです」と感謝し「私は孫がいます。次の世代に少しでもいいものを残すために頑張ります」と決意を表した。

## 声を上げたなかまを孤立させず支える それが6年間の闘いの力だ

4人の原告の中で常に積極的に発言するUさんは、会社提出の準備書面に「悔しさと怒りで一睡もできずに徹夜で反論を書き、用紙がなくなりコンビニで買い足して書き続けた」と語った。そして、裁判闘争について、「6年前の5月1日に提訴して、その後日本郵政のなかまが提訴して、西日本に呼ばれた時に大阪医科大学のMさんにお会いした。6年間、労契法20条の闘いを孤立することなく、みんなで闘ってこれたことが一番良かった」と振り返り、「6年間闘って分かったことは、声を上げた人を絶対に孤立させてはいけないということです」と話し「それが、私たちが6年間闘ってこれた力です」と断言した。

Uさんは、今年3月に定年退職となり非正規労働者への差別が生涯続くことを再認識したと次のように話す。「退職して、基本給が差別の根源だということです。失業保険をもらっても、基本給が少ないからものすごく少ない。そういうことをひしひしと感じています」と話し「差別はずっと続く。死ぬまで続く。こういう社会を変えていかなければならない」と改めて訴えた。

## 格差是正ではなく差別の撤廃を目指す

報告集会では、裁判を闘ってきた労働組合も発言した。大阪医科大学の裁判闘争をたたかってきた全労連全国一般大阪府本部の東中副委員長は、団体署名と個人署名の取り組みを報告。「毎月1回、署名行動に取り組む中で、当初はピラもとってもらえなかったが、一昨年のハマキョウレックスの最高裁判決くらいから、掲げるポスターを見る人が増えてきた」と関心の高まりを実感していると発言した。

メトロコマース支部の加盟する全労協全国一般東京東部労組の須田書記長は「マスコミ等では『格差是正』の裁判といわれているが、これは格差ではなく『差別』です。同じ仕事をしていてこんなに賃金が違う。これは差別以外ではありえない。だから是正ではなくて撤廃、一掃を求める」と非正規差別の撤廃を力強く訴え「最高裁はなぜ基本給の差別を容認するのか。最高裁はすでに差別を容認している」と糾弾。一部の差別を容認し、一部の差別を部分的になくすのではなく、全ての差別をなくすことを求めた。そして、差別の撤廃をどう実現するか。「非正規労働者が団結して立ち上がる。非正規差別をなくすのは、間違いなく労働者の団結であり、労働運動の力です」として「一人でも多くの非正規労働者が立ち上がって団結する」ことを、会場に響く声で呼びかけた。

## 全国で154人が集団提訴 郵政ユニオン

この日の行動にかけつけた、同じく労契法20条裁判を闘っている原告の浅川さん(郵政産業労働者ユニオン)が日本郵政の闘いについて報告した。

10年前、民主党政権で亀井大臣が郵政に働く10万人の非正規を正社員化すると言った。しかし、実際には正社員になるために非常に高いハードルがもうけられ、会社に好まれなければ正社員になれなかった。多くの非正規労働者が正社員になれないと郵政の職場を離れていった。その後、労働契約法20条が施行されて、労働者が使える法律ができた。これで差別是正の闘いに立ち上がる労働者はいないかと組合が呼びかけた。浅川さんが「失うものは何もないので私がやります」と声を上げたところ、11人の原告が集まり闘いが始まった。労働契約法20条は、どういう有効性があるのか、待遇の比較対象をどの階層にするかなど、手探り状態で取り組みを進め、これまで一步一步判決を勝ち取ってきた。このように経過を説明して、浅川さんは、高裁判決が期間雇用社員へ住居手当を支給しないのは不合理と判断したことに対して、会社が最高裁へ上告したが受理されず、住居手当の支給はすでに確定していることなど確認。大阪地裁で認められたが高裁で負けてしまった扶養手当についても、最高裁で上告が受理されていることから扶養手当も変わってくる可能性がある」と説明。

浅川さんは最後に、「労働契約法20条に魂を吹き込むのが今の私たちの闘いです。日本郵政、メトロコマース、大阪医科大学の裁判について10月に最高裁の判決が出ますが、それを新たな出発点として非正規でも安心して働ける社会にしたい」と最高裁判決後のさらなる闘いを呼びかけた。

郵政ユニオンは、今年2月に期間雇用労働者154名を原告として第2次の集団提訴を行っている。「最高裁判決後のたたかい」は、すでに始まっている。以下の関連記事を参照。

### 関連記事リンク

労働契約法 20 条裁判をたたかう郵政原告団を支える会ニュース

[http://piwu.org/sasaerukai30\\_20jyou.pdf](http://piwu.org/sasaerukai30_20jyou.pdf)

日本郵政20条裁判—— 154人が集団提訴！

<https://www.minpokyo.org/journal/2020/04/7094/>